

行政監査結果報告書

平成23年度

(普通財産である土地の管理について)

佐賀県監査委員

監査第 145 号
平成24年6月8日

佐賀県議会議長	石井 秀夫 様
佐賀県知事	古川 康 様
佐賀県教育委員会委員長	安永 宏 様
佐賀県公安委員会委員長	諸隈 博子 様

佐賀県監査委員	池田 巧
同	田中 俊雄
同	三竿 博史
同	竹内 和教

平成23年度行政監査結果報告書について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査テーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査対象	1～2
1	事前調査	1～2
2	監査対象所属の選定	2
3	監査対象財産	2
第4	監査の実施	2～3
1	監査の実施時期	2
2	監査の着眼点	3
3	監査の実施方法	3
第5	監査の結果	4～21
1	県有財産の区分等について	4
2	普通財産の土地について	4～11
3	廃道敷について	11～16
4	廃川敷について	16～21
第6	是正・検討事項及び意見	22～29
1	普通財産の土地について	22～24
2	廃道敷について	25～26
3	廃川敷について	26～28
4	まとめ	29
第7	個別監査結果	30～42
	用語等の説明	43～44
別表1	所属別事前調査対象財産の件数・面積	45～46
別表2	所属別監査対象財産の件数・面積	47

第1 監査テーマ

普通財産である土地の管理について

第2 監査の目的

県が所有する公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。行政財産は、県において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産で、直接特定の行政目的のためには供されず、私人と同様の立場で保持する財産である。公有財産は、常に良好な状態において管理し、有効活用を図る必要がある。

定期監査において、公有財産はおおむね適正に管理されていたものの、廃道敷の貸付けが公有財産台帳や普通財産貸付台帳に登録されていない事例、道路区域外の土地が公有財産台帳に普通財産として登録されていない事例など、一部に適正でない普通財産である土地の管理も見受けられたところである。

このため、県が所有する普通財産である土地について、その管理は適正か、長期間未利用となっていないかなど、総合的に監査を行い、その適正な管理及び有効活用等に資することを目的とした。

第3 監査対象

1 事前調査

(1) 調査内容

① 平成22年度末現在で作成された公有財産内訳書(佐賀県財務規則第97条第3項の規定に基づき資産活用課が作成した調書)に記載の普通財産の土地(職員の住宅に供する第一種普通財産を除く。以下同じ。)の現況、処分状況

② 平成22年度末に県が管理する廃道敷及び廃川敷の現況、処分状況

(2) 調査対象所属

普通財産の土地並びに廃道敷及び廃川敷を管理する59所属

(3) 調査対象財産

事前調査の結果、普通財産の土地並びに廃道敷及び廃川敷の件数及び面積は、表1のとおりであった。

なお、所属別の件数及び面積は、別表1(45、46ページ)のとおりである。

表1 調査対象財産(平成23年3月31日現在) (単位:件、m²)

調査対象の普通財産である土地							
計		公有財産内訳書記載分 普通財産の土地		公有財産内訳書未記載分			
				廃道敷		廃川敷	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
296	1,389,032	203 (3)	1,359,282 (2,868)	17	7,578	76	22,172

注)1 公簿面積。ただし、公簿面積が不明の場合は、実測等面積である。面積は合計後に、小数点以下第1位を四捨五入している(この報告書において、以下同様)。

- 2 ()は、廃道敷のうち公有財産内訳書記載分で内数である（廃道敷の全体は、20件、10,446㎡である。）。
- 3 公有財産内訳書記載分の普通財産の土地の件数は92件であるが、利用状況確認のため細分化しており、203件で整理している（面積は公有財産内訳書記載分と同一である。）。
- 4 公有財産内訳書記載分には、一般会計の普通財産の土地だけでなく、企業誘致のための特別会計の普通財産の土地（2件、755,011㎡）を含む。
- 5 公有財産内訳書未記載分には、県が管理する国所有の廃道敷（5件、2,984㎡）及び国所有の廃川敷（27件、12,215㎡）を含む（この報告書において、以下同様）。

2 監査対象所属の選定

公有財産内訳書記載の普通財産の土地並びに廃道敷及び廃川敷を管理する59所属に廃道敷、廃川敷の主務課である2所属を加えた計61所属のうち、今後の利用や処分が予定されていない未利用地、公共的団体などへの貸付地、廃道敷、廃川敷及び普通財産として管理すべき行政財産を保有又は管理する所属を中心に、25所属を選定した。

3 監査対象財産

監査対象の公有財産内訳書記載の普通財産の土地並びに廃道敷及び廃川敷の件数及び面積は、表2のとおりである。

なお、所属別の件数及び面積は、別表2（47ページ）のとおりである。

表2 監査対象財産（平成23年3月31日現在）（単位：件、㎡）

監査対象の普通財産である土地							
計		公有財産内訳書記載分 普通財産の土地		公有財産内訳書未記載分			
				廃道敷		廃川敷	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
230	479,870	137 (3)	450,120 (2,868)	17	7,578	76	22,172

注) 1 ()は、廃道敷のうち公有財産内訳書記載分で内数である。

2 監査対象の公有財産内訳書記載分の普通財産の土地の件数は50件であるが、利用状況確認のため細分化しており、137件で整理している（面積は監査対象の公有財産内訳書記載分と同一である。）。

3 企業誘致のための特別会計の普通財産の土地は、監査対象とはしていない（事前調査のみ実施）。

第4 監査の実施

1 監査の実施時期

平成23年8月～平成24年5月

2 監査の着眼点

普通財産の土地並びに廃道敷及び廃川敷について、

- (1) 管理状況は適正か
- (2) 貸付けは適正か
- (3) 未利用地の活用計画の検討や処分の推進はされているかなどを着眼点とした。

3 監査の実施方法

第3の2により選定した25所属から提出された監査資料に基づき、監査委員事務局職員による事務監査を行い、その結果を踏まえ委員監査を行った。

第5 監査の結果

1 県有財産の区分等について

(1) 県有財産の区分について

県が所有する財産は、公有財産、物品及び債権並びに基金に分けられる（地方自治法第237条）。

このうち、公有財産とは、土地や建物等の不動産を始め、船舶、地上権、特許権、株式、出資による権利などをいい、公有財産は、行政財産と普通財産に分類される（地方自治法第238条）。

また、行政財産は、公用財産と公共用財産に区分される。

公有財産の区分は、表3のとおりである。

表3 公有財産の区分

公有財産	行政財産	公用財産	事務事業の執行のため、直接使用することを本来の目的とする財産 (県庁舎、議事堂等)
		公共用財産	住民の一般的な共同利用に供することを本来の目的とする財産 (道路、学校、公園等)
	普通財産	行政財産以外は一切の公有財産。直接特定の行政目的のためには供されず、一般私人と同様の立場で保持する財産	
		第一種普通財産	職員の住宅に供するもので、普通財産に属するもの
	第二種普通財産 (監査対象財産)	第一種普通財産以外のもの (廃道敷、廃川敷も含まれる。)	

(2) 監査の結果の区分について

今回の監査対象は、普通財産である土地であり、県の公有財産内訳書に普通財産として記載されているものについて「普通財産の土地」として整理している。

なお、廃道敷及び廃川敷については、普通財産である土地に含まれるが、公有財産内訳書にほとんど記載されていないことや、管理の方法が他の普通財産の土地と異なる点もあり、わかりやすいよう、区分して整理している。

また、利用状況としては、「貸付け」、「県利用」又は「未利用」に、おおむね区分されるが、この監査報告書では、実際に利用されていても貸付手がされていないものは「未利用」として整理している。

2 普通財産の土地について

(1) 普通財産の土地の状況について

普通財産の土地は、表4のとおり、137件、450,120㎡である。

その利用状況について見ると、「貸付け」と「県利用」は合わせて149,579㎡であり、全体の約33%しか利用されていない状況である。「未利用」は77件、

300,541㎡で、全体の約67%を占めており、土地の有効活用が図られていない状況となっている。

表4 普通財産の土地の利用状況（平成23年3月31日現在）（単位：件、㎡）

所 属	計		内 訳					
			貸 付 け		県 利 用		未 利 用	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
くらし環境本部	3	3,402	2	534			1	2,868
人権・同和対策課	3	3,402	2	534			1	2,868
健康福祉本部	6	23,542	6	23,542				
地域福祉課	2	13,070	2	13,070				
母子保健福祉課	1	2,567	1	2,567				
健康増進課	2	5,331	2	5,331				
薬務課	1	2,574	1	2,574				
農林水産商工本部	8	57,720	4	47,889	3	2,167	1	7,664
雇用労働課	1	1,841	1	1,841				
生産者支援課	1	11,800	1	11,800				
園芸課	1	7,664					1	7,664
畜産課	5	36,415	2	34,248	3	2,167		
県土づくり本部	89	257,778	35	36,608	3	26,142	51	195,028
まちづくり推進課	34	10,765	1	100			33	10,665
佐賀土木事務所	2	4,440			1	2,757	1	1,683
神埼土木事務所	2	925					2	925
唐津土木事務所	42	218,854	28	20,863	2	23,385	12	174,606
伊万里土木事務所	8	22,706	5	15,557			3	7,149
鹿島土木事務所	1	88	1	88				
経営支援本部	23	17,909	5	6,019	1	159	17	11,731
資産活用課	23	17,909	5	6,019	1	159	17	11,731
教 育 庁	5	87,011	1	6,519			4	80,492
教育支援課	1	15,920					1	15,920
社会教育・文化財課	2	58,854	1	6,519			1	52,335
神埼清明高等学校	2	12,237					2	12,237
警 察 本 部	3	2,758					3	2,758
施設装備課	2	2,515					2	2,515
鳥栖警察署	1	243					1	243
合 計	137	450,120	53	121,111	7	28,468	77	300,541

注) 内訳の各欄の面積は、合計後に小数点以下第1位を四捨五入している（この報告書において、以下同様）。

（2）普通財産の土地の管理について

① 普通財産の土地の管理の根拠となる規則等について

普通財産の土地は、佐賀県公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）に基づき管理されている。

普通財産の土地の財産管理者は、公有財産規則第3条第2項の規定により、資産活用課長とされている。ただし、同条第3項では、これにかかわらず、知事部局、教育委員会事務局、警察本部及び議会事務局等の県の全組織の課等の長（以

下「課等の長」という。)が管理するものが掲げられており、その主なものは、次のとおりである。

- ・ 課等の所掌事務と密接な関係があるもの又は課等の所掌事務の執行のため貸し付けるもの(第1号)
- ・ 特定の者に譲渡する目的をもって保有するもの(第7号)
- ・ 資産活用課長が当該財産の管理を自ら行うことが不相当と認めたもの(第11号)

また、平成23年3月31日付け経営支援本部長名通知「佐賀県公有財産規則」の運用について(通知)(以下「公有財産規則運用通知」という。)では、普通財産の財産管理者について、次のように記載されている。

- ・ 未利用財産は、公有財産規則第3条第3項第11号の規定に基づき、売却処分決定を含めた次の利活用方法が決定するまでは関係財産管理者が管理するものとする。なお、資産活用課は、関係財産管理者と協力し、未利用財産の解消に向けた努力を行うものとする。

② 財産管理者の現状について

上記①により、普通財産の土地は、所掌事務と密接な関係がある課等の長が管理を行っている。

また、行政財産から普通財産となった土地も、過去の経緯等により、資産活用課が従前から管理している一部の土地を除き、行政財産として管理していた課等の長が、そのまま財産管理者となっている。

なお、後述の(5)②のとおり、資産活用課と教育支援課が、合同で一般競争入札を実施している案件は、従来の財産管理者がそのまま管理を行い、一般競争入札での売却処分が決定した時に、資産活用課又は教育支援課に所管換している。

*監査

- ・ 公有財産規則では、普通財産の土地の管理者は、資産活用課長とされているが、課等の長が管理する場合の規定も定められており、財産の管理は、ほとんどが課等の長が行っている状況である。
- ・ 資産活用課からは、「普通財産は、県内全域にあり、除草や施設の維持管理など、その財産の実務的な管理も含めると、人手が全く足りず、過去からの経緯もわかる課等の長が管理する方が、一番効率的である」との説明があった。
- ・ 資産活用課の財産担当は、係長及び担当3名である。
- ・ 普通財産の土地の維持管理費は、資産活用課ではなく、従来の財産管理者が負担している。

③ 公有財産管理システムによる財産台帳と公有財産内訳書の管理について

ア 公有財産管理システム

公有財産管理システムは、平成17年10月(県立学校は平成18年1月)から運用開始され、公有財産規則に規定される行政財産及び普通財産の財産台帳(台帳、履歴等)、行政財産使用許可・普通財産貸付台帳、土地建物借受台帳等を管理している。

イ 財産台帳

財産台帳については、各所属が公有財産管理システムに情報を登録し、システム内で管理している。

なお、必要な場合は、このデータを印刷し、利用している。

ウ 公有財産内訳書

決算資料として議会に報告される公有財産内訳書は、各所属が公有財産管理システムに登録した財産台帳のデータにより、財産管理の主務課である資産活用課で作成している。

*監査

- ・ 公有財産管理システムへの登録では、普通財産の土地で登録されていないものや、既に処分された土地が登録されたままのもの、普通財産として管理すべき土地が長期間行政財産として登録されていたものがあった。また、所在地が明確に記載されていないものや、財産の価格が記載されていないもの等が散見された。

④ 土地の登記及び土地の境界について

公有財産規則第7条では、「財産を取得し、処分し、その他権利に関する変動があったときは、直ちにその手続をしなければならない。」、また、第13条では、「土地の境界においては、境界杭を埋設する等適宜の方法によりその境界を明らかにしておかなければならない。」と規定されている。

*監査

- ・ 宅地利用の土地の登記簿の地目が雑種地になっているものがあった。
- ・ 普通財産の土地で、境界杭が設置されていないものが散見された。
- ・ 県有地に墓地が入り込んでいるものなど、境界に問題のあるものがあった。

(3) 普通財産の土地の未利用地の調査・指導について

資産活用課では、毎年、公有財産管理システムに登録されている普通財産の土地については、現況の調査を行い、その結果により、当初予算編成前に、県庁の全所属及び市町に利用意向の調査を実施している。

特に、新規未利用地については、資産活用課がその状況等を個別にヒアリングし、処分について指導を行っている。

また、既存未利用地については、管理等に関する資産活用課への問い合わせ時等に助言等をしている。

(4) 普通財産の土地の貸付けについて

普通財産の土地は、公有財産規則第23条の規定により貸し付けられている。

貸付料については、公有財産規則運用通知の定めにより、時価評価額に基づき算出された価格によることを基本としつつも、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条において、公共団体が公用又は公共用に供するときや、公共的団体が公共用又は公益事業の用に供するとき等は、無償又は時価よりも低い額で貸し付けることができることとされている。

***監査**

- ・ 県が公共的団体に貸付けを行っている普通財産の土地や、その跡地についても、監査対象としたが、貸付面積で適正でないものがあった。
- ・ 設置の経緯が明らかでなく、必要な手続が行われていない電柱の敷地もあった。

(5) 普通財産の土地の売却処分について

① 普通財産の土地の売却処分状況について

普通財産の土地の売却処分状況（平成22年度契約分）は、表5のとおり19件、61,825㎡であり、売却金額は487,220千円である。

資産活用課及び教育支援課の一般競争入札によるものが、12件、7,801㎡であり、一般競争入札の応札者なしによる先着順によるものが、2件、740㎡である。資産活用課及び教育支援課の市町に対する随意契約によるものが、3件、53,189㎡であった。

また、伊万里土木事務所で、2件、95㎡の随意契約による売却処分が行われていた。

表5 普通財産の土地の売却処分状況（平成22年度契約分）（単位：件、㎡、千円）

契 約 所 属	平成22年度契約実績			摘 要
	件数	面 積	売却金額	
資 産 活 用 課	9	10,935	311,823	
職員宿舎（竜泰寺（佐賀市）、医師宿舎跡地（佐賀市）、西唐津）	(7)	(4,605)	(180,999)	一般競争入札
鷲ノ巣駐在所跡地（鹿島市）	(1)	(313)	(7,824)	先着順
旧唐津総合庁舎	(1)	(6,017)	(123,000)	随意契約
教 育 支 援 課	8	50,795	174,684	
校長宿舎（鹿島高、伊万里農林高、唐津商業高、白石高）	(4)	(1,825)	(49,872)	一般競争入札
職員宿舎（嬉野高）	(1)	(1,371)	(13,210)	一般競争入札
職員宿舎（有田工業高）	(1)	(427)	(6,810)	先着順
職員宿舎（唐津青翔高）	(1)	(703)	(7,400)	随意契約
旧唐津北高	(1)	(46,469)	(97,392)	随意契約
伊万里土木事務所	2	95	713	
県道大川野停車場線隣接地	(2)	(95)	(713)	随意契約
合 計	19	61,825	487,220	

注) () で記載の各欄の売却金額は、合計後に百円単位を四捨五入している。

***監査**

- ・ 資産活用課からは、「平成19年度の行財政改革緊急プログラムVer. 2.0以降、普通財産の土地の売却処分に努めている。平成22年度は約397百万円の売却処分を目標とし、目標は達成している」との説明があった。売却金額の目標は達成できているが、一方では、長期間未利用のままの土地や、土地売却処分時に生じる国庫補助金の返還等が理由で売却処分の検討ができていないものがあった。

② 普通財産の土地の売却処分方法について

ア 一般競争入札

資産活用課が県全体の普通財産の土地（旧教職員宿舎等を除く。）を、また、教育支援課が旧教職員宿舎等の土地を売却処分するため、合同で一般競争入札を実施している。

(ア) 資産活用課の場合

一般競争入札までの事前準備は、課等の長がそのまま行い、資産活用課が行う一般競争入札での売却処分が決定した時に、資産活用課へ所管換し、資産活用課長が契約を行っている。

(イ) 教育支援課の場合

一般競争入札までの事前準備は、課等の長がそのまま行い、教育支援課が行う一般競争入札での売却処分が決定した時に、教育支援課へ所管換し、教育支援課長が契約を行っている。

*監査

- ・ 地方自治法では、財産の取得、管理、処分は、地方公共団体の長が行うとされ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は、教育財産の管理を行うとされている。このため、県教育財産管理規則では、教育長及び教育委員会の課等の長は教育財産の管理を行うとされ、教育委員会での一般競争入札及び契約は、公有財産規則に基づき、教育支援課長が知事から事務委任により実施している。

イ 随意契約

狭隘で単独利用が困難な土地の近隣者への払下げや特別の縁故者への払下げなど、随意契約によらざるを得ない場合は、課等の長による売却処分となり、契約準備、契約等の手続は、課等の長が直接行っている。

③ 資産活用課及び教育支援課の一般競争入札の実施方法について

ア 一般競争入札と先着順受付

一般競争入札は、おおむね年3回行われており、落札されなかった場合、次の入札までの4か月間程度は先着順受付となる。それでも申込者がなかった場合は、先着順受付終了後に、次の一般競争入札を準備する。数回、落札がない場合は、一定の基準等により、評価額を見直している。

イ インターネットオークションによる一般競争入札

年に1回程度、一般競争入札にあわせインターネットオークションを利用している。落札があった場合、3%の手数料が発生する。インターネットオークションでの落札実績は、過去に1件のみである。

ウ 一般競争入札までの準備等

課等の長が、境界確定、測量、不動産鑑定、登記を行い、売却処分ができる状態にして、資産活用課又は教育支援課に一般競争入札を依頼している。また、測量及び不動産鑑定の費用は、資産活用課又は教育支援課が課等の長に予算の再配当を行っている。

また、日程調整等、一元的に行った方がよい業務は、教育支援課と調整のう

え、資産活用課が実施している。

エ 県ホームページ等での広報

普通財産の土地の一般競争入札に関する広報については、資産活用課が県ホームページに、一般競争入札案件、先着順案件、売出準備中案件（新規案件）、売出待ち案件（過去に入札にかけた案件）に分けて掲載して行っている。

その他、「県民だより」、新聞折込チラシ、住宅情報誌、ケーブルテレビ等による広報も行っている。

④ 普通財産の売却に係る事務促進費の配分ルールについて

「佐賀県庁における仕事の進め方」において、「普通財産の売却に係る事務促進費の配分ルール」が、次のとおり決められている。

○ 普通財産を売却した場合、事務促進費を各本部に配分することとする。

- ・ 事務促進費の配分額は、売却収入から必要経費を差し引いた額の5%（ただし、上限額50万円）とする。

なお、売却先が市町である場合は、売却収入から必要経費を差し引いた額の2.5%（上限額25万円）とする。

*監査

- ・ 「土地売却処分時の本部還元額は少ない」との意見が一部にあった。

※ 平成23年度予算での普通財産である土地売却での事務促進費の配分額

- ・ 対象売却実績 393百万円（平成21年度下期・平成22年度上期分）
- ・ 必要経費 23百万円
- ・ 予算還元額 18件 7百万円

- ・ (参考) 行政財産の売却に係る予算還元ルール

「各本部の独自方策等により、今後利用しないと自主的に判断した行政財産を売却した場合には、売却収入から必要経費を差し引いた額の1/2（利用状況に応じ1/4）の額を当該本部の予算として還元する。」とされており、普通財産の売却処分より、有利な還元額の設定になっている。

(6) 港湾関係の普通財産の土地について

① 港湾関係の普通財産の土地の管理

港湾関係の普通財産の土地は、平成21年度までは、港湾課が管理しており、港湾課が公有財産管理システムへの登録、財産処分、貸付契約、貸付料決定、歳入予算化を行い、土木事務所が貸付料の調定、収入を行っていたが、平成22年3月に所管換され、管理、処分等、全て土木事務所で実施することになっている。

なお、港湾関係の行政財産の土地については、従前から土木事務所で管理等が行われている。

また、港湾関係の普通財産の土地は、通常の普通財産の土地と同じように、公有財産管理規則に基づき管理されており、公有財産管理システムへの登録や普通財産の貸付けが実施されている。

② 唐津港の普通財産の土地

唐津港に所在する普通財産の土地は、主に昭和30年代後半から40年代にか

けて港湾用地として埋立てを行い、行政財産として管理されてきたが、港湾の整備の進捗に伴い、港湾用地として馴染まなくなった土地については、土地使用者に売却処分する方向で昭和52年に行政財産の用途を廃止し、普通財産に切り替えた後、平成3、4年頃に売却処分された。その一部が売れ残り、売れ残った土地について、貸付けが継続され、今日に至っている。

また、佐志浜埋立地は、平成15年4月に竣工し、公民館用地として唐津市に譲渡した以外は、そのまま残っており、普通財産の土地として管理されている。この埋立地の利用計画については、平成22年度に「佐志埋立地土地利活用グラウンドデザインワーキンググループ」（委員：大学教授、建築関係企業、唐津商工会議所、地元代表、唐津市担当部、県担当課）を設置し、検討が行われている。

なお、佐志浜埋立地の海側部分を人工海浜とし、浜辺とビーチコートを作る計画がある。

③ 伊万里港の普通財産の土地

伊万里港では工業用地として埋立てを行っており、小島工業用地が昭和39年、久原工業団地が昭和48年に竣工し、その後埋立地を分割し工場用地として売却処分を行った。それぞれ売れ残った土地について、普通財産として貸付けを行っている。

*監査

- ・ 港湾関係の普通財産の土地については、港湾台帳に登録されている行政財産と重複して登録されているものや、字図上では現地確認不能地とされているものがあつた。

3 廃道敷について

(1) 廃道敷の定義について

道路法第92条から第95条に、道路の供用廃止又は道路の区域変更があつた場合の不用物件の管理等について規定されており、平成18年10月5日付け交通政策部長名通知「廃道敷の処分に関する事務の移譲並びに道路の不用物件の取扱いについて」（以下「平成18年廃道敷処分・取扱い通知」という。）では、「廃道敷とは国道（指定区間を除く。）又は県道として管理した道路で、区域変更又は供用の廃止により不用となつた物件をいう。」と定義されている。

(2) 廃道敷の状況について

廃道敷は、表6のとおり、20件、10,446㎡（公有財産内訳書記載の廃道敷3件、2,868㎡を含む。）であり、このうち「貸付け」は1件、88㎡である。「県利用」は1件、2,757㎡で、建設残土の仮置場として利用している。「未利用」は18件、7,601㎡で、全体の約73%を占めている。「未利用」の内訳は、平成23年度売却済み3件（一部を含む。）、332㎡、今後売却予定3件（一部を含む。）、1,245㎡などとなっている。

表6 廃道敷の利用状況（平成23年3月31日現在）

（単位：件、㎡）

所 属	計		内 訳					
			貸 付 け		県 利 用		未 利 用	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
佐賀土木事務所	2	2,788			1	2,757	1	31
神埼土木事務所	1	23					1	23
唐津土木事務所	2	1,252					2	1,252
伊万里土木事務所	2	2,485					2	2,485
鹿島土木事務所	13	3,898	1	88			12	3,810
合 計	20	10,446	1	88	1	2,757	18	7,601

注) 1 公有財産内訳書記載の廃道敷（3件2,868㎡（貸付け88㎡、県利用2,757㎡、未利用23㎡）を含む、全ての廃道敷である。

2 県が管理する国所有の廃道敷（5件、2,984㎡）を含む。

3 鳥栖土木事務所、武雄土木事務所は、該当なしとの回答であった。

***監査**

- ・ 主務課である道路課からは、「道路台帳図の整備状況は約57パーセントで、その整備の進捗によっては、他に不用物件が出る可能性はある」との説明があった。

（3）廃道敷の管理について

① 廃道敷の管理の根拠となる規則等について

ア 公有財産規則

公有財産規則第3条第2項では、普通財産である土地は、資産活用課長が管理するとされているが、同条第3項では、これにかかわらず、課等の長が管理するものが掲げられており、その3号に廃道敷が掲げられている。廃道敷は、主務課である道路課の指導の下、土木事務所で管理されている。

イ 「道路の不用物件の取扱いについて」

廃道敷の管理については、昭和46年8月19日付け土木部長名通知「道路の不用物件の取扱いについて」（以下「昭和46年道路不用物件取扱い通知」という。）で、各土木事務所長に基本方針が示されている。

※ 通知の主な内容

- ・ 市町村に引き継ぐことが適当な不用物件は市町村に引き継ぐ。
- ・ 道路不用物件台帳等を作成するとともに、境界杭を設置し、区域を明確にする。
- ・ 不用物件は、道路法施行令第38条の4か月間の管理期間後、処分する。
- ・ 道路区域に隣接する不用物件は、道路区域とし、又は将来のため存置しておく。
- ・ 国庫補助事業に係る不用物件は、6年間は払い下げない。
- ・ 不用物件は、効用を果たし得ないものが多く、隣接地所有者への払下げを原則とする。

***監査**

- ・ 社会情勢が変化する中、「昭和46年道路不用物件取扱い通知」が実態に合っていない面がある。なお、払い下げないとする6年間の根拠が明確でなかった。

ウ 「平成18年廃道敷処分・取扱い通知」

「平成18年廃道敷処分・取扱い通知」が各土木事務所長に通知されている。

※ 通知の主な内容

- ・ 廃道予定地（廃道敷になる予定の物件で区域変更・供用廃止が未了のもの）を処分可能と判断した場合は、境界確定及び測量を行い、登記し、道路区域の変更をする。
- ・ 廃道敷が国有財産の場合、管理期間経過後、譲与を受け、県名義に所有権移転登記を行う。
- ・ 廃道敷の売払いは、原則、一般競争入札とする。ただし、面積狭小・地形狭長等で単独利用が困難な物件を隣接者に払い下げる場合などは、随意契約ができる。処分価格は、公共用地の取得に伴う損失補償規程を準用し、おおむね500万円を超えると見込まれるものは鑑定評価を行う。
- ・ 廃道敷は、不用物件管理期間経過後おおむね1年以内に処分が予定されているものを除き、道路不用物件台帳を作成する。
- ・ 道路不用物件台帳記載物件で、県有地として登記が完了したものは、財産台帳を作成する。
- ・ 財産台帳に登録した廃道敷について、占有者がある場合は、普通財産貸付契約を締結する。

② 県が管理する道路及び廃道敷の所有者について

ア 道路の管理者及び所有者

県が管理者である道路は、国道（指定区間外）と県道がある。道路の土地の所有者は、基本的には国道の所有者は国、県道の所有者は県であるが、国、県、市町、その他の所有者の場合もある。道路の管理者と道路の土地の所有者は必ずしも一致してしないが、道路管理上問題はない。

イ 廃道敷の管理者及び所有者

道路の区域変更・供用廃止により、廃道敷となった場合に、道路法施行令第38条による4か月間の管理期間後、管理者が土地の所有者でない場合は、所有者に返還される。ただし、県管理の廃道敷が国所有の場合は、必要な手続きを行い、県は国から譲与を受けることができる。

なお、管理期間終了後も、別の管理者又は所有者に、管理権又は所有権が移転するまでは、従来の管理者が管理することとなる。

今回の監査では、20件の廃道敷のうち、5件は国所有となっていた。

③ 廃道敷の管理についての道路課及び土木事務所の役割について

現在、廃道敷の管理、処分は、土木事務所の所管となっており、主務課である道路課は、廃道敷に関する全体的な指導の他は、廃道敷とする際の区域変更の公示手続、廃道敷の所有者が国の場合の財務事務所との存置協議等を行っている。

*** 監査**

- ・ 廃道敷の個別の管理は、土木事務所で行っており、主務課である道路課は、廃道敷の件数、面積等について十分に把握していない状況にあった。

④ 廃道敷とする基準について

廃道敷とする基準は明確でなく、「昭和46年道路不用物件取扱い通知」及び「平成18年廃道敷処分・取扱い通知」をもとに、土木事務所判断している。

*** 監査**

- ・ 「昭和46年道路不用物件取扱い通知」等もあり、廃道敷は多くはない。
- ・ 主務課である道路課からは、「普通財産も行政財産も土木事務所が管理するが、普通財産では、管理財源も道路予算が利用できないなど、管理が行き届かないため、できるだけ区域の中に入れて管理している」との説明があった。
- ・ 廃道敷とする基準が明確でないため、土木事務所取扱いの徹底ができておらず、次のような事例もあった。

(ア) 道路区域の設定

一部の土木事務所では、「本来は法面として道路区域での管理が望ましかった」との意見のある廃道敷が複数あった。また、用地取得後、道路区域として利用できず、そのまま廃道敷として管理されているものがあった。

(イ) 供用廃止による不用な物件の取扱い

「橋梁の付替えにより取り壊された古い橋梁までの行き止まりの道路」、「新道整備により封鎖された旧道など実質供用廃止された道路」など、速やかな処分が困難な土地について、廃道敷として処分するか、市町等への譲渡協議を進めるかなど、土木事務所による取扱方針が明確でないものがあった。

⑤ 台帳整備について

ア 道路台帳

道路は、道路台帳が整備される。道路台帳は、道路法第28条でその作成が定められており、道路法施行規則第4条の2でその構成等が定められている。

イ 道路不用物件台帳

廃道敷は、不用物件管理期間経過後おおむね1年以内で処分できるものを除き、道路不用物件台帳を作成するとされている。

*** 監査**

- ・ 道路不用物件台帳が作成されていなかった。また、作成されていても、今回の監査にあわせて作成されているものがほとんどであった。

ウ 廃道敷の財産台帳（公有財産管理システム）への登録

道路不用物件台帳に記載した物件で、県有地として登記が完了したものは、財産台帳を作成するとされている。

また、平成23年8月22日付け資産活用課長名通知「平成23年度公有財産システムの運用について」（以下「平成23年公有財産システム運用通知」という。）では、「道路、橋梁の残地等の未利用地は、普通財産として公有財産台帳に登録する必要がある。」旨、記載されている。

***監査**

- ・ 県所有の15件の廃道敷のうち、公有財産管理システムに登録し、財産台帳に登録されているものが、平成22年度末現在で3件（監査日現在で5件）あった。
- ・ 公有財産管理システムには、原則として、県所有で登記済みの土地が登録されている。県所有で道路区域からの分筆登記済みの5件のうち、公有財産管理システムに登録されていないものが、平成22年度末現在で3件（監査日現在で1件）あった。また、県所有で道路区域からの分筆登記がされていない10件のうち9件が、公有財産管理システムに登録されていなかった。
- ・ 公有財産管理システムへの登録により整備される財産台帳に基づき、県の公有財産内訳書が作成されるため、県の公有財産内訳書に記載されていない廃道敷がある。
- ・ 土木事務所からは、「処分の見込みがない中、分筆登記や県への所有権移転等の経費が十分に確保できない」との意見があった。

⑥ 廃道敷の境界について

「昭和46年道路不用物件取扱い通知」では、廃道敷は、境界杭を設置し、区域を明確にするとされている。公有財産規則第13条でも土地の境界の表示が規定されている。

***監査**

- ・ 境界杭のない廃道敷があった。

(4) 廃道敷の貸付けについて

「平成18年廃道敷処分・取扱い通知」では、「財産台帳に登録したものであって、占有者がある場合は、普通財産貸付契約を締結し、貸付料を徴するものとする。」と規定されている。

***監査**

- ・ 廃道敷は狭長なものが多く、20件の廃道敷のうち、貸付けが行われているものは1件のみである。なお、当該貸付けは、駐車場及び自動販売機用地として、適正に行われていた。

(5) 廃道敷の処分について

① 廃道敷の処分状況について

廃道敷の処分状況（平成22年度契約分）は、表7のとおりであり、5件、339㎡で、売却金額は2,078千円であり、全て土木事務所で随意契約による売却処分が行われていた。

表7 廃道敷の処分状況（平成22年度契約分）

（単位：件、㎡、千円）

所 属	平成22年度契約実績			摘 要
	件数	面 積	売却金額	
佐賀土木事務所	1	3	57	随意契約
伊万里土木事務所	3	289	1,703	随意契約
鹿島土木事務所	1	47	318	随意契約
合 計	5	339	2,078	

注) 売却金額は土木事務所毎に、百円単位を四捨五入している。

② 廃道敷の売却処分方法について

ア 土木事務所の売却処分

廃道敷の売却処分は、資産活用課の一般競争入札を利用する場合を除き、土木事務所で実施されている。年に数件、土木事務所で、近隣者等に随意契約により処分されている。

イ 資産活用課の売却処分

資産活用課の一般競争入札で、売却処分が計画中の廃道敷も数件あった。

*監査

- ・ 廃道敷は狭長なものが多く、土木事務所での随意契約による売却処分となるものが多い。また、一般競争入札が可能なものは、その取組も求められるが、廃道敷の情報共有が不十分な面もあり、資産活用課の一般競争入札は、十分に利用できていない状況にある。

4 廃川敷について

(1) 廃川敷の定義について

河川法等によると、廃川敷とは、河川区域の変更又は廃止があった場合における従前の河川区域内の土地と定義されている。

(2) 廃川敷の状況について

廃川敷は、表8のとおり、76件、22,172㎡である。

このうち「貸付け」は33件、6,713㎡であり、普通財産の貸付手続ではなく、全て占用許可で行われていた。

「県利用」は、4件、3,857㎡で、河川付替え工事中で道路への所管換を行うものである。

「未利用」は、39件、11,602㎡で、約52%と最も多いが、このうち9件は、建物等があるものの、貸付手続がされていなかった。他は、道路区域等への所管換を検討中のものが6件、河川区域への交換予定のものが1件、売却予定（一部を含む。）のものが3件などとなっている。

表8 廃川敷の利用状況（平成23年3月31日現在）（単位：件、㎡）

所 属	計		内 訳					
			貸 付 け		県 利 用		未 利 用	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
佐賀土木事務所	51	12,178	33	6,713	3	3,097	15	2,368
神埼土木事務所	1	760			1	760		
鳥栖土木事務所	1	877					1	877
伊万里土木事務所	23	8,357					23	8,357
計	76	22,172	33	6,713	4	3,857	39	11,602

- 注) 1 公有財産内訳書記載の廃川敷はなかった。
 2 「貸付け」は占用許可を含み、「未利用」は貸付手続なしで利用されているものを含む。
 3 県が管理する国所有の廃川敷（27件、12,215㎡）を含む。
 4 唐津土木事務所、武雄土木事務所、鹿島土木事務所は、該当なしとの回答であった。

(3) 廃川敷の管理について

① 廃川敷の管理の根拠となる規則等について

ア 公有財産規則

公有財産規則第3条第2項及び第3項第3号により、廃川敷は、廃道敷と同様に、課等の長の管理となり、主務課である河川砂防課の指導の下、土木事務所で管理されている。

イ 「河川海岸管理事務の手引」

廃川敷の管理については、平成7年に県が作成した「河川海岸管理事務の手引」の中で、基本方針が示されている。

※手引の主な内容

- ・ 河川管理者は、廃川敷の発生を公示する。廃川敷は公示により普通財産となるが、整理等のため10か月の法定管理期間は従前の管理者が管理する。
- ・ 廃川敷の管理者は、管理期間内に新たに河川区域となる土地と交換できる。
- ・ 一級河川の廃川敷は、普通財産として財務大臣に引継ぎ、財務大臣は管理費用額の範囲内で当該公共団体に譲与できる。
- ・ 二級河川の廃川敷は、国土交通大臣は、財務大臣と存置協議の上、法定管理期間経過後、県に譲与できる。
- ・ 廃川敷は、法定管理期間内は、河川法の規定に基づき、県が定める占用料の算定基準で使用収益させることができる。(昭和51年9月7日付け建設大臣官房会計課長・建設省河川局水政課長名通知「廃川敷地等の管理について」(以下「昭和51年廃川敷管理国通知」という。))

② 県が管理する河川及び廃川敷の所有者について

ア 河川の管理者及び所有者

県が管理者である河川は、一級河川（指定区間）と二級河川がある。河川の土地の所有者は、基本的には一級河川も二級河川も国であるが、県、市町、その他が所有者の場合もある。河川は、発生時から公物としての性格を持つ自然公物であり、河川法では、河川の流水は私権の対象から除かれているものの、

河川の土地は除かれていないことや、河川区域内の土地の利用等は河川管理者の許可権限であること等もあり、河川の管理者と河川の土地の所有者は異なっている場合が多くある。

イ 廃川敷の管理者及び所有者

河川区域から除外された場合、民有地は河川法によって制約されていた所有権が回復される。

また、10か月間の法定管理期間中に、新たに河川区域となる土地との交換を行わなかった廃川敷は、必要な手続を行い、県は国から譲与を受けることができる。

なお、法定管理期間終了後も、別の管理者又は所有者に管理権又は所有権が移転するまでは、従来管理者が管理することとなる。

今回の監査では、76件の廃川敷のうち、27件は国所有となっていた。

*監査

- ・ 県が管理する国所有の廃川敷のほとんどは、国から譲与申請の了解までは得ているが、購入希望がなく処分の見込みがない中、登記手続等が必要となるため、国所有のままになっている状況がある。
- ・ 土木事務所からは、「処分の見込みがない中、所有権移転等の経費が十分に確保できない」との意見があった。

③ 廃川敷の管理についての河川砂防課及び土木事務所の役割について

現在、廃川敷の管理は、土木事務所の所管となっており、主務課である河川砂防課は、廃川敷に関する全体的な指導の他は、廃川敷とする際の区域変更の公示手続、国との存置協議や譲与申請、廃川敷の売却処分の契約手続等を行っている。

*監査

- ・ 廃川敷とする際の公示には、廃道敷と違い、面積が必要で、測量は行われており、河川砂防課は廃川敷となった当初の件数、面積は把握している。その後の廃川敷の個別の管理は土木事務所で行っており、主務課である河川砂防課は、売却や交換での処分面積以外は、十分に把握していない状況にあった。

④ 廃川敷とする基準について

廃川敷とする基準は明確でなく、「河川海岸管理事務の手引」をもとに、土木事務所判断している。

*監査

- ・ 主務課である河川砂防課からは、「基本的には、払下げ希望や利用を想定し、廃川している」との説明があった。また、一部の土木事務所からは、「過去には、用途が決まっていなくても、廃川している箇所もあると思われる」との説明があった。
- ・ 廃川敷とする基準が明確でないため、土木事務所での取扱いの徹底ができておらず、次のような事例もあった。

(ア) 長期間廃川敷のままの土地

地域から購入希望があり一定の区域を廃川敷にしているが、当初の希望の把握が不十分で、処分が進まないものがあった。

- (イ) 利用されず河川と一体となっている廃川敷
利用や処分の見込みもない土地が、長期間廃川敷となっており、「本来、河川区域に戻すべきではないか」との意見のあるものが複数あった。
- (ウ) 河川工事に伴う残地の取扱い
河川工事に伴う残地の取扱いについて、土木事務所間で取扱いが異なっているものがあった。

⑤ 台帳整備について

ア 河川現況台帳

県が管理する河川は、河川の台帳として、河川現況台帳及び水利台帳が整備される。河川現況台帳及び水利台帳は、河川法第12条でその作成が定められており、河川法施行令第5条及び第6条でその構成等が定められている。

イ 廃川敷の台帳

廃川敷は、法定管理期間の取扱いは要領が定められているが、法定管理期間経過後に保有する場合の管理等の要領はなく、廃川敷の台帳の様式も定められていない。

* 監査

- ・ 今回の監査では、各土木事務所は、一覧表など任意の様式で廃川敷を管理している状況にある。

ウ 廃川敷の財産台帳（公有財産管理システム）への登録

「平成23年公有財産システム運用通知」では、「河川の残地等の未利用地は、普通財産として公有財産台帳に登録する必要がある。」旨、記載されている。

なお、廃川敷の法定管理期間経過後に保有する場合の管理等の要領はなく、財産台帳作成や公有財産管理システムの登録を明記した通知は、他にはない。

* 監査

- ・ 県所有の49件の廃川敷のうち、公有財産管理システムに登録し、財産台帳に登録されているものはなかった。
- ・ 公有財産管理システムには、原則として、県所有で登記済みの土地が登録されているが、県所有の49件は、河川区域からの分筆登記が行われていたが、公有財産管理システムに登録されていなかった。
- ・ 公有財産管理システムへの登録により整備される財産台帳に基づき、県の公有財産内訳書が作成されるため、県の公有財産内訳書に記載の廃川敷はなかった。

⑥ 廃川敷の境界について

廃川敷の法定管理期間経過後に保有する場合の管理等の要領はないが、公有財産規則第13条で土地の境界の表示が規定されている。

* 監査

- ・ 境界杭のない廃川敷があった。

(4) 廃川敷の貸付けについて

「昭和51年廃川敷管理国通知」では、廃川敷は、法定管理期間内は、使用収益の実態は変わらないため、河川法の規定に基づき、県の占用料の算定基準で使用収益させることができる。また、財務省に引き継ぐ土地については、法定管理期間満

了後に引き続き使用され、従前の占用料相当額と大幅に異なることが予想される場合は、法定管理期間内に、当該占用者に対し、その旨教示することと規定されている。

本県の場合、法定管理期間経過後の廃川敷の占用については、その取扱いは定められておらず、法定管理期間内の取扱いがそのまま継続されている。

***監査**

- ・ 廃川敷の占用については、法定管理期間経過後においても、普通財産の貸付けで行われているものではなく、河川区域の際の占用許可が継続されているものが33件あった。

また、廃川敷のうち、9件は、建物等があるものの、貸付手続がされていなかった（うち1件は売却検討中）。

- ・ 占用許可がされているものについても、減免基準の適用を誤っているものや、手続が遅れているものなどがあった。

(5) 廃川敷の処分について

① 廃川敷の処分状況について

廃川敷の処分状況（平成22年度契約分）は、表9のとおりであり、売却処分はなく、交換は3件、724㎡であった。

なお、直近の売却処分事例としては、平成20年度に、2件、4,169㎡、売却金額7,068千円の随意契約による売却処分が河川砂防課で行われていた。

表9 廃川敷の処分状況（平成22年度契約分）（単位：件、㎡、千円）

所 属	平成22年度契約実績			摘 要
	件数	面 積	売却金額	
河 川 砂 防 課	3	724	0	全て交換
合 計	3	724	0	

② 廃川敷の売却処分方法について

ア 河川砂防課の売却処分

廃川敷の売却処分は、近隣者等との随意契約までの事前準備は土木事務所で行い、河川砂防課で契約が行われている。なお、売却処分より、交換が多い状況にある。

***監査**

- ・ 廃川敷で売却処分ができないものの中には、当初の売却価格で折り合えず、そのままとなっているものが多くあった。また、廃川敷の管理の経緯が整理されておらず、対応方針の検討が難しい状況となっているものがあった。

イ 資産活用課の売却処分

資産活用課の一般競争入札において、売却処分が計画されている廃川敷はなかった。

*監査

- ・ 廃川敷は建物等があるものが多く、河川砂防課での随意契約による売却処分となるものが多い。また、一般競争入札が可能なものは、その取組も求められるが、廃川敷の情報共有が不十分な面もあり、資産活用課の一般競争入札は、利用できていない状況にある。

第6 是正・検討事項及び意見

1 普通財産の土地について

(1) 未利用地の解消のための取組の充実について

未利用地については、資産活用課において、調査や処分の助言等を行っている。特に平成19年度の「佐賀県行財政改革緊急プログラム Ver. 2.0」の策定以降、一般競争入札による売却処分を積極的に行うなど、未利用地の処分の取組の強化が図られている。

しかしながら、今回の監査では、普通財産の土地については、全体の約67%が未利用地となっており、未利用地の解消のための取組の充実に引き続き努められるとともに、次の内容等について検討されたい。

① 資産活用課の指導・調整機能の充実について

平成22年度に、歳入戦略グループ、用度管財課、総務法制課から、財産関係の業務を資産活用課に集約し、県全体の未利用財産の処分等に関する一元的な調整ができるよう体制が整備されている。

しかしながら、限られた体制の中、一般競争入札の実施業務が中心となり、その機能を十分に発揮できていない面も見受けられる。

未利用地の解消のためには、資産活用課が未利用地の状況を十分に把握し、対応の検討や方針決定等に積極的に関与し、支援を行うとともに、未利用地の解消に向けた全庁的な意識の徹底を図っていくことが求められる。

このようなことから、資産活用課の積極的な関与や支援等の充実を考慮に入れた、未利用地の解消に向けた業務の進め方や、資産活用課と財産管理者及び資産活用課と教育委員会との役割について、検討されたい。

② 専門的な相談体制及び知識の共有等について

未利用地の処分等については、測量、不動産鑑定、分筆等の業務の他に、農地法や文化財保護法等の関係法令に係る諸問題の解決など、専門的な知識が必要となる中、資産活用課（旧教職員宿舍等は教育支援課）は必要に応じ、宅地建物取引業協会等の外部専門家等に問い合わせを行い、全庁的な一般競争入札の実施や、処分の助言等を行っている。

財産管理者からの専門的な事項に対応した相談体制の整備や、専門的な知識を関係者に共有できる手引書の作成、研修など、関係者の専門性の向上を図る方策について検討されたい。

③ 処分の相手方との適時、十分な協議の徹底について

未利用地の中には、処分の協議が遅れているものや、売却金額で折り合えず、処分に至っていないものがあり、これらの中には、売却金額の事前提示や条件等について処分の相手方と十分な協議を行ってれば、処分できていたと思われるものがあつた。処分の相手方との適時、十分な協議に努められたい。

なお、財産管理者が処分の相手方と適時、十分な協議が行えるよう、売却金額決定などでの弾力的な対応について検討されたい。

④ 売却時の本部還元制度の充実について

さらなる処分の推進のためには、各本部で未利用地の処分について十分に検討することが求められる。このような中、普通財産の土地の売却時の本部還元額は少ないとの意見もあり、また、行政財産の処分時と比較しても還元額は低い設定になっている。

普通財産の売却時の本部還元制度の充実等についても検討されたい。

(2) 適正な管理について

① 公有財産管理システムへの適正な登録について

公有財産規則に規定される財産台帳については、公有財産管理システムへの登録により作成され、このデータにより、議会に報告される公有財産内訳書が作成されている。

公有財産管理システムへの登録において、登録されていないものや、処分された土地が登録されたままとなっているものがあつた。

また、行政財産との区分が誤っているもの、所在地が明確に記載されていないもの、財産の価格が記載されていないもの、「未利用地」の区分が正確に入力されていないもの等も散見された。

公有財産管理システムへの適正な登録が財産管理の基本であり、その実施に努められたい。

なお、公有財産規則第37条に定める、台帳価格の5年ごとの評価替えは実施されておらず、財産の価格が入力されている場合も当初の取得価格のままとなっていた。公有財産規則に基づいた運用をされたい。

また、後述するが、廃道敷及び廃川敷の公有財産管理システムへの登録方法についても検討されたい。

② 適正な登記について

公有財産規則第7条では、「登記又は登録を必要とする財産について、当該財産を取得し、処分し、その他権利に関する変動があつたときは、直ちにその手続きをしなければならない。」とされているが、字図上では現地確認不能地となっているもの、宅地利用の土地の登記簿の地目が雑種地となっているものがあつた。

財産の保全の観点から、土地の登記については、適正に対応されたい。

③ 境界の適正な管理について

公有財産規則第13条では、「土地の境界においては、境界杭を埋設する等適宜の方法によりその境界を明らかにしておかなければならない。」とされているが、境界杭が設置されていないものが散見された。中には、県有地に墓地が入り込んでいるものなど、境界に問題のあるものがあつた。

土地の境界について、適正な管理に努められたい。

④ 適正な貸付けについて

貸付けにおいては、

- ・ 貸付申請手続が遅れていたもの
- ・ 継続貸付で「行政財産使用許可・公有財産貸付調書」が作成されていないもの
- ・ 貸付契約のない土地に照明灯や看板が設置されていたもの
- ・ 電柱設置の経緯等が明らかでなく、必要な手続が行われていなかったもの
- ・ 貸付面積に行政財産として管理されている施設の土地の面積を含めているもの

など、適正でない取扱いも多くあった。

電柱等への貸付けの把握を徹底するとともに、普通財産の土地の適正な貸付けに努められたい。

(3) 港湾関係の普通財産の土地について

① 処分の推進について

唐津港は、港湾用地として埋立てを行い、港湾の土地として存置する必要がなくなったものは行政財産の用途を廃止し、売却処分できなかつたものについて、貸付け等を行っている。伊万里港は工業用地として埋立てを行い、売却処分できなかつたものについて、貸付け等を行っている。

一部では未利用地が残っており、また、土地貸付料の収入未済があり土地の明け渡しを求めているもの、民有地に囲まれた狭隘な県有地について長期間貸付けを継続しているものがあつた。

貸付者への売却について検討するとともに、未利用地の処分について推進されたい。

なお、土地の払下げに際し、隣接地が単独では利用困難な形で残地され、併せて売却すべきものがあつた。土地の処分においては、経緯や現状を把握したうえで、売却方法を検討されたい。

② 貸付けの推進について

処分の推進を図ることが肝要であるが、長期間未利用が続き、今後の処分も見込めないものがあり、中には、広い未利用地もある。

今後も長期間処分が見込めない未利用地で、収入の増や地域の産業振興にも資するものは、未利用地の利活用を図る観点から、貸付けの推進についても検討されたい。

③ 市への譲渡等の推進について

市道敷や市営プール敷地、児童遊園地敷地として市へ無償貸付けされているもの、市営住宅進入道路として市へ有償貸付けされているものがある。

市に対して、市道としての譲渡、施設敷地としての有償譲渡や有償貸付けを検討されたい。

2 廃道敷について

(1) 適正な管理について

① 適正な把握について

廃道敷の管理、処分は、土木事務所の所管である。主務課である道路課は、道路区域変更の公示手続、廃道敷の国への譲与申請手続等を行っているが、廃道敷の件数、面積等は十分に把握していない状況にある。

主務課である道路課においても、廃道敷の把握を行うとともに、個別の管理について、土木事務所への指導や連携等を充実されたい。

② 公有財産管理システム等への登録について

廃道敷は、不用物件管理期間経過後おおむね1年以内で処分するものを除き、道路不用物件台帳を作成するとされ、また、道路不用物件台帳に記載した物件で、県有地として登記が完了したものは、財産台帳を作成するとされている。

今回の監査では、ほとんどの土木事務所において、道路不用物件台帳が作成されていなかった。

また、県所有の15件の廃道敷のうち、公有財産管理システムに登録されていたものは、平成22年度末現在で3件（監査日現在で5件）であった。

これは、道路区域からの分筆登記が終了していないため、公有財産管理システムへの登録が、困難なことも原因の一つである。

廃道敷の適正な管理を行うためには、道路区域を変更した時点から、台帳等を作成し、その現況を把握するとともに、その内容を土木事務所、道路課、資産活用課で共有していくことが必要である。そのため、現在利用している道路不用物件台帳や公有財産管理システムの登録方法等について検討されたい。

③ 管理等の方針の徹底について

道路改良等の計画段階で、廃道敷の管理等の方針について十分に検討がされておらず、一部の土木事務所からは、「本来は法面として道路区域での管理が望ましかった」との意見があったり、「橋梁の付替えにより取り壊された古い橋梁までの行き止まりの道路」、「新道整備により封鎖された旧道など実質供用廃止された道路」で、速やかな処分が困難な土地について、廃道敷として処分するか、市町等への譲渡協議を進めるかなど方針が明確でないものがあった。

計画段階で廃道敷としての処分や管理の方針を十分に検討し、その方針を徹底されたい。また、廃道敷として管理する基準を明確化されたい。

④ 境界の適正な管理について

「昭和46年道路不用物件取扱い通知」では、廃道敷は、境界杭を設置し、区域を明確にするとされている。また、公有財産規則第13条では土地の境界の表示が規定されている。

しかしながら、境界杭が設置されていない廃道敷が、散見されたところであり、中には、ごみ収集箱が置かれているものがあった。

廃道敷の境界について、適正に管理されたい。

(2) 処分の推進について

① 売却処分の推進について

ア 随意契約による売却処分の推進について

狭長な土地で単独では利用できないものが多く、その処分については、隣接地所有者等の関係者への払下げが効果的な方法であるが、隣接地所有者に対する売却処分は、購入希望があった時に対応することを基本としている。

隣接地所有者等の関係者への打診を行い、随意契約による売却処分の推進に努められたい。

イ 資産活用課の一般競争入札を利用した売却処分の推進について

全体の約73%が未利用地となっており、処分の推進を図る必要がある。一定の広さを持つ土地にあっては、資産活用課の一般競争入札を利用することもその一つの方法であり、実際に売却が計画されている廃道敷も数件ある。

資産活用課の一般競争入札での売却処分の推進を図られたい。

② 市町への譲渡の推進について

廃道敷の一部には、近隣地の所有者が通行に利用しているものがある。

市町への譲渡協議を積極的に進められたい。

(3) 国所有の廃道敷の県への所有権移転について

県管理の国所有の廃道敷については、国に譲与申請等を行い、県への所有権移転を行うことができる。国所有の廃道敷は5件あるが、これは、処分の見込みがない中、分筆登記のための測量費用や登記手続が必要なこと等による。

国所有の廃道敷で今後も県の管理や利用が必要なものは、県名義への変更について検討されたい。

3 廃川敷について

(1) 適正な管理について

① 適正な把握について

廃川敷の管理は、土木事務所の所管である。主務課である河川砂防課は、河川区域変更の公示手続、廃川敷の国への譲与申請手続、処分の契約手続等を行っている。廃道敷と違い、廃川敷とする際の公示には面積が必要で、簡易な測量が行われているため、河川砂防課は廃川敷となった当初の件数や面積は把握している。しかし、その後は、売却等での処分面積以外は、十分に把握していない状況にある。

また、今回の監査を通じ、土木事務所において廃川敷の再調査を行ったところ、換地処分が行われ既に存在しないものや、国土調査で現地確認不能地とされるものがあった。

土木事務所においては、現況を含め把握を徹底されたい。また、主務課である河川砂防課においても、廃川敷の把握を行うとともに、個別の管理について、土木事務所への指導や連携等を充実されたい。

② 法定管理期間経過後に保有する場合の管理等の要領作成について

廃川敷については、廃川敷となった場合の10か月の法定管理期間中の取扱いについては、要領が定められているものの、その後も保有する場合の管理等の要領がない。このため、台帳の整備や貸付手続、公有財産管理システムへの登録等について、適切でないものが多い状況にある。

廃川敷の現況等を把握したうえで、廃川敷が適正に管理できるよう、法定管理期間経過後に保有する場合の管理等の要領を作成されたい。

③ 公有財産管理システム等への登録について

廃川敷を管理するための台帳については、様式が定められておらず、土木事務所は、一覧表など任意の台帳様式で廃川敷を管理している状況にある。

また、県所有の49件の廃川敷で公有財産管理システムに登録されているものはなかった。

これは、法定管理期間経過後の管理等の要領がないことなどが原因であると考えられる。

廃川敷の適正な管理を行うためには、河川区域を変更した時点から、台帳等を作成し、その現況を把握するとともに、その内容を土木事務所、河川砂防課、資産活用課で共有していくことが必要である。そのため、廃川敷を管理するための台帳の整備や現在利用している公有財産管理システムの登録方法等について検討されたい。

④ 管理の経緯の整理及び関係書類の保存について

適切な管理を行うためには、個別の廃川敷の経緯を把握しておくことが必要と考えるが、管理の経緯が整理されておらず、適正な対応に支障があるものや、土木事務所において、河川区域を変更した際の公示関係の書類が確認できないものがあった。

管理の経緯を把握し、整理されたい。また、必要な公示関係の書類については、河川砂防課の書類の控えを作り、土木事務所でも保存されたい。

⑤ 管理等の方針の徹底について

河川改良等により、廃川敷とする計画段階で、十分に検討されておらず、一部の土木事務所からは、「本来、河川区域に戻すべき」という意見のある廃川敷が複数あったり、河川工事に伴う残地の取扱いについて、土木事務所での取扱いが異なっているものがあるなど、土木事務所での管理等の方針が明確でないものが見られる。

計画段階で廃川敷としての処分や管理の方針を十分に検討し、その方針を徹底されたい。また、廃川敷として管理する基準を明確化されたい。

⑥ 適正な貸付けについて

住宅用地等として貸付け（占有許可）がされているものが33件あった。

「昭和51年廃川敷管理国通知」では、10か月の法定管理期間内は、河川法の規定に基づき、県占用料の算定基準で使用収益させることができることとなって

いるが、法定管理期間経過後は普通財産として、管理することがふさわしく、貸付手続によるべきものと思われる。

また、9件は、建物等があるものの貸付手続がされていなかった（うち1件は売却手続検討中）。

適正な貸付手続を実施されたい。

なお、占用許可がされている場合でも、減免基準の適用の誤りや、手続の遅れなどがあった。

⑦ 境界の適正な管理について

公有財産規則第13条では土地の境界の表示が規定されている。

しかしながら、境界杭が設置されていない廃川敷が、散見された。

廃川敷の境界について、適正に管理されたい。

(2) 処分の推進について

① 随意契約による売却処分の推進について

廃川敷の多くは、建物等があり、その処分については、建物の所有者等への払下げが効果的な方法であるが、建物所有者に対する廃川敷の売却処分は、購入希望があった時に対応することを基本としている。

また、廃川敷は、払下げや利用を想定し廃川しているものの、売却処分時において、処分金額で折り合えず、処分に至っていないものが多くある。これらの中には、売却金額の事前提示や条件等について、処分の相手方と十分な協議を行っていたら、処分できていたと思われるものがあつた。

建物所有者等の関係者への十分な協議を行い、随意契約による売却処分の推進に努められたい。

② 資産活用課の一般競争入札を利用した売却処分の検討について

処分の推進を図るためには、一定の広さを持つ土地にあつては、資産活用課の一般競争入札を利用することもその方法の一つであるが、一般競争入札での売却が計画されている廃川敷はなかつた。

資産活用課の一般競争入札を利用した売却処分を検討されたい。

(3) 国所有の廃川敷の県への所有権移転について

廃道敷と同様に、県管理の国所有の廃川敷については、県への所有権移転を行うことができるが、27件が国所有のままである。これは、処分の見込みが明らかでない中、分筆登記のための測量費用や登記手続が必要なこと等による。

国所有の廃川敷の県名義への変更について、検討されたい。

4 まとめ

今回、行政監査のテーマとして、初めて、「普通財産である土地の管理について」を取り上げ、普通財産の土地や廃道敷及び廃川敷の管理や処分について、総合的な監査を実施したところである。

本県においては、未利用の普通財産の把握や一般競争入札の実施など、売却処分等の推進に努め、目標額を上回る売却実績が出るなど、一定の成果も出ているところである。

しかしながら、今回の監査において、先に述べたように、普通財産の土地について、未だ長期間未利用が続いているもの、適正な登記がなされていないもの、境界に問題があるもの、財産台帳に登録されていないもの、貸付手続に不備があるものなど、管理が十分でないものや事務手続の誤り等が見受けられた。

県財政が厳しい中、財源の確保や管理費用の軽減等の観点から、未利用の普通財産の土地については処分促進が求められており、その重要性が増しているところである。

また、廃道敷及び廃川敷については、財産台帳に登録されていないものがほとんどであり、長期間未利用のまま処分が図られないものや、過去からの経緯が明らかでないものがあつたほか、道路不用物件台帳や廃川敷の台帳の整備も不十分で、適正な管理が行われていない実態があつた。

このほか、廃川敷においては、建物等が占用しているにもかかわらず、貸付手続が行われていないものがあつた。

このため、県当局におかれては、普通財産である土地の実態の把握に努められるとともに、処分推進を図るためには、分筆登記、測量、鑑定評価等の手続のほか、隣接地権者や購入希望者との調整など、地道で手間のかかる仕事や専門的な知識を求められることから、普通財産の管理の主務課である資産活用課の指導・調整機能の充実と各財産管理者との役割を整理し、組織的な支援体制のもとで、これまで以上に、普通財産である土地の適正な管理と未利用の普通財産の処分促進が図られるよう望むものである。

第7 個別監査結果

普通財産の土地、廃道敷及び廃川敷について、適正な管理や有効活用等がなされているのか、監査の着眼点に基づき、監査対象所属ごとに分類した結果は次のとおりである。

(*以下の表の面積は、個別物件ごとに小数点以下第1位を四捨五入し積算)

No. 1

所 属 名	人権・同和対策課
普通財産の土地	旧内職相談センター（佐賀市：365 m ² ）、旧婦人相談所（佐賀市：168 m ² ）、食肉共同保管流通施設用地（佐賀市：2,868 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 食肉共同保管流通施設用地の今後の利用及び処分等について、検討を要するものがあつた。

No. 2

所 属 名	地域福祉課
普通財産の土地	社会福社会館敷地（佐賀市：1,538 m ² ）、旧日の隈寮（神崎市：11,532 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 公有財産管理システムへの登録において、適正でないものがあつた。
財産の価格が入力されていなかった。
- ② 普通財産の土地の貸付面積において、適正でないものがあつた。
貸付面積の中に、公衆電話ボックス、案内標柱の面積を含めていた。

No. 3

所 属 名	母子保健福祉課
普通財産の土地	旧みどり園（佐賀市：2,567 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 普通財産への切換えにおいて、適正でないものがあつた。
旧みどり園の敷地の所管換及び普通財産への切替は平成23年4月1日付けで行うべきところ、平成23年3月31日付けで行われていた。

No. 4

所 属 名	健康増進課
普通財産の土地	佐賀県総合保健会館（佐賀市：5,331 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 普通財産の土地の貸付面積において、適正でないものがあつた。
貸付面積の中に、地盤沈下観測所敷地分（21 m²）を含めていた。
- ② 公有財産管理システムへの登録において、適正でないものがあつた。
財産の価格が入力されていなかった。

No. 5

所 属 名	薬務課
普通財産の土地	赤十字血液センター用地（佐賀市：2,574 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 不動産登記の地目について、適正でないものがあつた。
宅地として利用されている土地の不動産登記上の地目が雑種地となつていた。

No. 6

所 属 名	雇用労働課
普通財産の土地	佐賀公共職業安定所跡（佐賀市：1,841 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 土地の返還について、協議を進める必要があるものがあつた。
平成22年度に廃止された旧佐賀公共職業安定所の敷地のうち、佐賀市から無償譲渡された土地については、用途廃止後、佐賀市へ返還することとなつており、協議を進める必要があるがあつた。

No. 7

所 属 名	生産者支援課
普通財産の土地	射撃研修センター用地（取付道路）（佐賀市：11,800 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 今後の管理等について、検討を要するものがあつた。
射撃研修センター内の林道敷について、佐賀市への譲渡等について、検討を要するものがあつた。

No. 8

所 属 名	園芸課
普通財産の土地	鹿島実業高校浜校舎跡（鹿島市：7,664 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- 指摘等なし
資産活用課が行う一般競争入札での売却処分のための準備がされている。

No. 9

所 属 名	畜産課
普通財産の土地	食肉センター（多久市：36,415 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 県職員駐車場の区域について、適正でないものがあつた。
駐車場用地（360 m²）の位置、形状が県の図面と異なつていた。

所 属 名	まちづくり推進課
普通財産の土地	環状西線道路広場2（佐賀市：480 m ² ）、旧国鉄用地（佐賀市：10,285 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

- ① 公有財産管理システムへの登録において、適正でないものがあつた。
所在地等が明確に記載されておらず、どの土地なのか不明なものが多くあつた。
また、修正漏れ等により、土地がないにもかかわらず登録されたままになっているものがあつた。
- ② 境界が明らかでないものがあつた。
- ③ 土地の処分等について、検討を要するものがあつた。
用地毎の処分等の方針を定め、売却処分が可能なものについては、補助金返還があつても、積極的に売却処分することを検討する必要があるあつた。
また、旧国鉄用地や環状西線道路広場については、現況は市道敷として、市が管理しているものがあり、土地の交換や譲渡について、検討が必要であつた。
- ④ 設置経緯が明らかでない電柱があつた。
電波障害対策用等の電柱があつたが、その設置の経緯等が明らかでなく、必要な手続が行われていなかった。

所 属 名	河川砂防課
廃 川 敷	土木事務所管理分：76件、22,172 m ²

（監査指摘及び意見等）

- ① 廃川敷の実態を把握するとともに、各土木事務所への指導や、連携の充実が必要であつた。
廃川敷の件数、面積等について、主務課である河川砂防課で十分な把握がされていなかったことから、廃川敷の実態について十分に把握するとともに、各土木事務所への指導や、連携の充実が必要であつた。
- ② 廃川敷の管理の経緯の整理及び関係書類の保存について、指導が必要であつた。
土木事務所において、廃川敷の管理の経緯の整理及び関係書類の保存が適正でないものがあり、その改善の指導が必要であつた。
- ③ 廃川敷の法定管理期間経過後の管理等の要領作成が必要であつた。
法定管理期間経過後に保有する場合の管理等の要領がないため、適切でない取扱いが多くみられた。廃川敷が適正に管理できるよう、法定管理期間経過後に保有する場合の管理等の要領の作成が必要であつた。
- ④ 廃川敷の台帳の作成が必要であつた。
廃川敷の台帳の様式が定められていなかった。台帳の様式を定めるとともに、台帳の作成の徹底やその内容の河川砂防課と土木事務所での共有、台帳による全ての廃川敷の管理方法について、検討が必要であつた。

- ⑤ 廃川敷の公有財産管理システムへの登録が必要であった。
 県所有の廃川敷は、全て公有財産管理システムに登録されていなかった。
 廃川敷を公有財産管理システムに登録し、関係課や土木事務所が、廃川敷の件数や面積、内容を共有できる体制の構築が必要であった。
- ⑥ 廃川敷の管理等の方針について、徹底が必要なものがあつた。
 廃川敷とする明確な基準はなく、廃川敷とする計画段階で廃川敷の管理等の方針が十分に検討されておらず、土木事務所での管理が徹底できていないものが見られた。計画段階で廃川敷としての処分や管理の方針を十分に検討し、管理の徹底が必要であった。また、廃川敷として管理する基準の明確化が必要であった。
- ⑦ 廃川敷の管理・貸付けについて、適正な取扱いや検討が必要なものがあつた。
- ア 普通財産としての管理について
 廃川敷については、普通財産の貸付けで行われているものはなく、住宅等への占有許可がされていた。普通財産としての管理への変更の検討が必要であった。
- イ 適正な貸付けについて
 建物等があるものの、貸付手続がされていない廃川敷が9件あつた（うち1件は売却手続検討中）。貸付手続の適正な実施について指導が必要であった。
- ⑧ 廃川敷の県への所有権移転について、検討を要するものがあつた。
 廃川敷の河川区域からの分筆登記や、県が管理する国所有の廃川敷の県名義への変更について、検討が必要であった。
- ⑨ 廃川敷の境界の適正な管理について、指導が必要なものがあつた。
 境界杭が設置されていない廃川敷が散見された。また、廃川敷としているものの中には換地処分が行われ既に存在しないものや、国土調査で現地確認不能地とされるものがあつた。廃川敷の境界について適正に管理するとともに、現況確認を徹底するよう指導が必要であった。
- ⑩ 廃川敷の売却処分の推進が必要であった。
- ア 随意契約による売却処分の推進について
 現在は、購入希望があつた時に対応することを基本としているが、これを改め、建物所有者等への売却処分の推進を図る必要があつた。また、処分の相手方との適時、十分な協議の実施が必要であった。
- イ 資産活用課の一般競争入札を利用した売却処分の検討について
 廃川敷は、資産活用課の一般競争入札による処分ができていない状況にあり、一定の広さを持つものは、資産活用課の一般競争入札を利用した売却処分を検討する必要があつた。

No.1 2

所 属 名	道路課
廃 道 敷	土木事務所管理分：20件、10,446㎡

(監査指摘及び意見等)

- ① 廃道敷の実態を把握するとともに、各土木事務所への指導や、連携の充実が必要であった。

廃道敷の件数、面積等について、主務課である道路課で十分な把握がされていなかったことから、廃道敷の実態について把握するとともに、各土木事務所への指導や、連携の充実が必要であった。

- ② 廃道敷の管理等の要領について、見直しが必要であった。
廃道敷の管理等の要領について、実態に合っていない面があり、見直しが必要であった。
- ③ 道路不用物件台帳の作成の徹底が必要であった。
ほとんどの土木事務所で、道路不用物件台帳が作成されておらず、その作成の徹底が必要であった。
- ④ 廃道敷の公有財産管理システムへの登録が必要であった。
県所有の廃道敷（15件）のうち、公有財産管理システムに登録されているものは、平成22年度末現在で3件（監査日現在で5件）であった。
廃道敷を公有財産管理システムに登録し、関係課や土木事務所が、廃道敷の件数や面積、内容を共有できる体制の構築が必要であった。
- ⑤ 廃道敷の管理等の方針について、徹底が必要なものがあつた。
廃道敷とする明確な基準はなく、廃道敷とする計画段階で廃道敷の管理等の方針が十分に検討がされておらず、土木事務所での管理が徹底できていないものが見られた。計画段階で廃道敷としての処分や管理の方針を十分検討し、管理の徹底が必要であった。また、廃道敷として管理する基準の明確化が必要であった。
- ⑥ 廃道敷の境界の適正な管理について、指導が必要なものがあつた。
境界杭が設置されていない廃道敷があつた。中には、ごみ収集箱が置かれているものがあつた。廃道敷の境界の適正な管理について、指導が必要であった。
- ⑦ 廃道敷の処分の推進が必要であった。
 - ア 売却処分の推進について
 - (ア) 随意契約による売却処分の推進について
現在は、購入希望があつた時に対応することを基本としているが、これを改め、隣接地所有者等への売却処分の推進を図る必要があつた。
 - (イ) 資産活用課の一般競争入札を利用した売却処分の推進について
一定の広さを持つ廃道敷について、資産活用課の一般競争入札による処分が計画されている案件もあるが、通常の普通財産と比べると、実績は多くはなかつた。
資産活用課の一般競争入札を利用した売却処分の推進を図る必要があつた。
 - イ 市町への譲渡の推進について
市町への譲渡協議を積極的に進める必要があるものがあつた。
- ⑧ 廃道敷の県への所有権移転について、検討を要するものがあつた。
廃道敷の道路区域からの分筆登記や、県が管理する国所有の廃道敷の県名義への変更について、検討が必要であった。

所 属 名	港湾課
普通財産の土地	土木事務所管理分：3件、241,541 m ²

(監査指摘及び意見等)

- ① 港湾関係の普通財産の土地の管理等について、土木事務所への指導等が必要であった。

港湾関係の普通財産の土地について、その管理が適正でない事例や処分等の推進を図る必要のある事例があった。土木事務所への指導等が必要であった。

ア 管理が適正でない事例について

行政財産（港湾施設）と普通財産に重複して登録されているものや、字図上では現地確認不能地となっているものがあった。

イ 処分の推進について

貸付者への売却処分について検討するとともに、未利用地の処分について、検討が必要であった。

ウ 貸付けの推進について

今後も長期間処分が見込めない未利用地で、貸付け収入の増や地域の産業振興にも資するものは、未利用地の利活用を図る観点から、貸付けの推進についても検討が必要であった。

エ 市への譲渡等の推進について

未利用地の解消のため、市に対しての市道としての譲渡、施設敷地としての有償譲渡や有償貸付けの検討が必要であった。

所 属 名	佐賀土木事務所
普通財産の土地	鬼丸宿舎跡地（佐賀市：1,683 m ² ）、空港大橋残土仮置場（佐賀市：2,757 m ² ）
廃 道 敷	県道佐賀大川線（佐賀市：1件、31 m ² ）
廃 川 敷	嘉瀬川水系多布施川（佐賀市：36件、7,020 m ² ）、嘉瀬川水系本庄江（佐賀市：1件、246 m ² ）、嘉瀬川水系八田江（佐賀市：11件、1,815 m ² ）、嘉瀬川水系初瀬川（佐賀市：1件、1,019 m ² ）、嘉瀬川水系古江湖川（佐賀市：1件、1,740 m ² ）、筑後川水系佐賀江川（佐賀市：1件、338 m ² ）

(監査指摘及び意見等)

- ① 廃道敷及び廃川敷の公有財産管理システムへの登録に向けた協議が必要なものがあった。

公有財産管理システムに登録されていない廃道敷があり、また、廃川敷については全て登録されていなかった。道路課及び河川砂防課に登録に向けた協議が必要であった。

- ② 道路不用物件台帳の作成が適正に行われていなかった。

事務監査時においては、作成が確認されたが、今回の事前調査までは、道路不用

物件台帳が作成されていなかった。

- ③ 廃川敷の管理の経緯の整理及び関係書類の保存について、適正でないものがあった。

廃川敷の管理の経緯が整理されていない状況であった。

また、河川区域を変更した際の公示関係の書類で確認できないものがあった。

- ④ 廃川敷の貸付手続が適正に実施されていないものがあった。

建物等があるものの、貸付手続がされていない廃川敷が6件あった。河川砂防課に協議し、貸付手続の適正な実施が必要であった。

- ⑤ 廃川敷の貸付けで、河川砂防課に協議が必要なものがあった。

廃川敷の貸付けについては、法定管理期間経過後にもかかわらず、33件全てが占用許可となっていた。河川砂防課に協議が必要であった。

- ⑥ 廃川敷の貸付け（占用）について、適正でないものがあった。

ア 減免手続について

貸付（占用）料の全額免除を行っているものがあったが、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定に基づき行うべきところ、佐賀県流水占用料等徴収条例の規定を根拠に免除を行っているものがあった。

イ 貸付手続について

平成22年度まで河川法に基づく占用許可を行っていたもので、貸付けが継続しているにもかかわらず、監査時において、手続がされていないものがあった。

ウ 現況の確認について

貸付けに当たって、現況の確認がされていないものがあった。

- ⑦ 廃川敷において、境界杭が設置されていないものがあった。

- ⑧ 資産活用課の一般競争入札を利用した廃川敷の売却処分の検討も必要であった。

廃川敷については、廃川後年数が経過して売却されずに残っているものが見受けられた。これまで資産活用課の一般競争入札で処分された案件はなく、一般競争入札を利用した売却処分の検討も必要であった。

No.15

所 属 名	神埼土木事務所
普通財産の土地	J R長崎本線旧軌道敷（神埼郡吉野ヶ里町：902 m ² ）、吉田鶴線廃道敷（神崎市：23 m ² ）
廃 川 敷	筑後川水系城原川（神崎市：1件、760 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

- ① 普通財産の土地の財産台帳への登録において、適正でないものがあった。

ア 平成6年にJ R九州との交換により発生したJ R長崎本線旧軌道敷の土地について、発生してから相当期間、財産台帳に登載されず、平成23年1月12日付で「登載もれ」として登録されていた。

イ 上記アの土地の隣接地に普通財産の土地があるが、財産台帳に登録されていなかった。

所 属 名	鳥栖土木事務所
廃 川 敷	筑後川水系沼川（鳥栖市：1 件、877 ㎡）

（監査指摘及び意見等）

- ① 廃川敷の管理を適正に行う必要があった。
廃川敷の現状について把握するなど、その管理を適正に行う必要があった。
- ② 廃川敷の公有財産管理システムへの登録に向けた協議が必要なものがあった。
廃川敷が公有財産管理システムに登録されていなかった。河川砂防課に登録に向けた協議が必要であった。
- ③ 河川工事により発生した残地について、譲渡等の検討を要するものがあった。
河川工事により発生した残地（河川区域）において、市町の公園として利用されているもの、農地として耕作されているもの等があった。河川の敷地として必要がないものは、譲渡等の検討が必要であった。

所 属 名	唐津土木事務所
普通財産の土地	唐津港（普通財産）（唐津市：218, 854 ㎡）
廃 道 敷	県道唐津肥前線（唐津市：1 件、230 ㎡）、国道 2 0 4 号（唐津市：1 件、1, 022 ㎡）

（監査指摘及び意見等）

- ① 港湾関係の普通財産の土地の管理について、適正でないものがあった。
行政財産（港湾施設）と普通財産に重複して登録されているものや、字図上では現地確認不能地となっているものがあった。
- ② 普通財産の土地の貸付手続において、適正でないものがあった。
ア 契約の締結日及び契約期間の始期を遡っているものがあった。
イ 継続貸付で行政財産使用許可・公有財産貸付調書が作成されていないものがあった。
ウ 未利用の土地に、貸付手続をしないで照明灯及び看板が設置されているものがあった。
- ③ 土地の明け渡しを求めているものがあった。
普通財産として貸し付けていた土地で、貸付料の滞納により貸付契約の更新を拒絶し、土地の明け渡しを求めているものがあった。
- ④ 市への譲渡等について検討を要するものがあった。
港湾関係の普通財産の土地で、市に対して、市道としての譲渡、施設敷地としての有償譲渡や有償貸付けについて、検討を要するものがあった。
- ⑤ 公有財産管理システムに登録されていない廃道敷があった。
- ⑥ 道路不用物件台帳の作成が適正に行われていなかった。
事務監査時においては、作成が確認されたが、今回の事前調査までは、道路不用物件台帳が作成されていなかった。
- ⑦ 廃道敷において、境界杭が設置されていないものがあった。

所 属 名	伊万里土木事務所
普通財産の土地	伊万里港小島工業用地（伊万里市：14,706 m ² ）、久原埋立地（伊万里市：7,981 m ² 、有田川志尾里水位局跡地（西松浦郡有田町：20 m ² ）
廃 道 敷	県道伊万里畑川内巖木線（伊万里市：2 件、2,485 m ² ）
廃 川 敷	松浦川水系徳須恵川（伊万里市：1 件、257 m ² ）、松浦川水系板治川（伊万里市：3 件、1,719 m ² ）、有田川水系大里川（伊万里市：1 件、333 m ² ）、有田川水系黒川川（西松浦郡有田町：1 件、994 m ² ）、有田川水系中樽川（西松浦郡有田町：1 件、152 m ² ）、有田川水系蔵宿川（西松浦郡有田町：1 件、37 m ² ）、伊万里川水系伊万里川（伊万里市：2 件、757 m ² ）、伊万里川水系越峠川（伊万里市：1 件、151 m ² ）、伊万里川水系杏子川（伊万里市：3 件、346 m ² ）、伊万里川水系権現川（伊万里市：4 件、686 m ² ）、伊万里川水系牧川（伊万里市：4 件、1,023 m ² ）、有田川水系黒川川（西松浦郡有田町：1 件、1,904 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

- ① 道路不用物件台帳が作成されていなかった。
- ② 県が管理する国所有の廃道敷について、協議が必要なものがあつた。
2 件の廃道敷はともに、国所有のままとなっていた。今後も県の管理が必要なものについては、県への所有権移転等について、道路課に協議が必要であつた。
- ③ 廃川敷の現況確認の徹底が必要なものがあつた。
廃川敷としているものの中には、換地処分が行われ既に存在しないものや、国土調査で現地確認不能地とされているものがあり、現況確認の徹底が必要であつた。
- ④ 廃川敷の取扱いについて、河川砂防課に協議が必要なものがあつた。
廃川敷とする際の購入希望の把握や検討が十分でないと思われる事例があつた。廃川敷の取扱いについて、河川砂防課に協議が必要であつた。
- ⑤ 廃川敷の貸付手続が適正に実施されていないものがあつた。
建物等があるものの、貸付手続がされていない廃川敷が 3 件あつた（うち 1 件は売却手続検討中）。河川砂防課に協議し、貸付手続の適正な実施が必要であつた。
- ⑥ 廃川敷において、境界杭が設置されていないものがあつた。
- ⑦ 資産活用課の一般競争入札を利用した廃川敷の売却処分の検討が必要であつた。
資産活用課の一般競争入札で処分された案件はなく、一般競争入札を利用した廃川敷の売却処分の検討が必要であつた。
- ⑧ 県が管理する国所有の廃川敷について、協議が必要なものがあつた。
廃川敷全てについて、国から譲与申請の了解まで得ているものの、国名義のままにしていた。
県への所有権移転等について、河川砂防課に協議が必要であつた。

所 属 名	鹿島土木事務所
普通財産の土地	県道鹿島嬉野線廃道敷（嬉野市：88 ㎡）
廃 道 敷	県道皿屋三河内線（嬉野市：1 件、115 ㎡）、県道鹿島嬉野線（嬉野市：3 件、592 ㎡）、県道大木庭武雄線（3 件、2,000 ㎡）、県道嬉野下宿塩田線（嬉野市：1 件、255 ㎡）、県道岩屋川内嬉野温泉停車場線（嬉野市：1 件、348 ㎡）、国道207号（鹿島市、藤津郡太良町：3 件、499 ㎡）

（監査指摘及び意見等）

- ① 廃道敷の公有財産管理システムへの登録に向けた協議が必要なものがあつた。
公有財産管理システムに登録されていない廃道敷があつた。道路課に登録に向けた協議が必要であつた。
- ② 道路不用物件台帳が作成されていなかった。
- ③ 廃道敷の取扱いについて、道路課に協議が必要なものがあつた。
道路区域を変更する際の検討が十分でなかったと思われる事例があつた。廃道敷の取扱いについて、道路課に協議が必要であつた。
- ④ 廃道敷において、境界杭が設置されていないものがあつた。
境界杭がない廃道敷が散見された。中には、ごみ収集箱が置かれているものがあつた。
- ⑤ 県が管理する国所有の廃道敷について、協議が必要なものがあつた。
廃道敷のうち、3件は国所有のままとなつていた。今後も県の管理が必要なものについては、県への所有権移転等について、道路課に協議が必要であつた。

所 属 名	資産活用課
普通財産の土地	旧春日寮取付道路（佐賀市：292 ㎡）、旧城内宿舎道路（佐賀市：144 ㎡）、旧職員宿舎40号（佐賀保健所長宿舎）（佐賀市：308 ㎡）、旧楠久警察官駐在所跡（伊万里市：115 ㎡）、旧納所警察官駐在所跡（多久市：159 ㎡）、職員宿舎321～330（神田）（唐津市：1,657 ㎡）、職員宿舎青風寮（佐賀市：2,308 ㎡）、神野県有地（佐賀市：331 ㎡）、青年会館（佐賀市：2,605 ㎡）、唐津公共職業安定所跡地（唐津市：387 ㎡）、水屋検問所跡地（鳥栖市：368 ㎡）、旧下西山宿舎（武雄市：2,404 ㎡）、旧職員宿舎22号跡（竜泰寺）（佐賀市：338 ㎡）、旧職員宿舎453～456号跡（高津原）（鹿島市：1,226 ㎡）、旧職員宿舎17号（竜泰寺）（佐賀市：117 ㎡）、旧職員宿舎20号（竜泰寺）（佐賀市：275 ㎡）、旧職員宿舎5号（緑小路）（佐賀市：520 ㎡）、旧職員宿舎32号（緑小路）（佐賀市：1,491 ㎡）、旧職員宿舎73～84号（天祐一次）（佐賀市：1,742 ㎡）、旧職員宿舎331～340号（新興）（唐津市：1,124 ㎡）

(監査指摘及び意見等)

① 普通財産の土地の未利用地解消の推進が必要であった。

未利用地の把握、処分に向けた適正な土地の管理及び一般競争入札や随意契約による処分の推進を図り、未利用地の解消の推進が必要であった。

② 資産活用課の指導・調整機能の更なる充実について、検討が必要であった。

未利用地の解消のため、資産活用課の積極的な関与や支援、また、未利用地の解消に向けた全庁的な意識の徹底が求められており、未利用地の解消に向けた業務の進め方、資産活用課と財産管理者及び資産活用課と教育委員会との役割について、検討が必要であった。

③ 専門的な相談体制及び知識の共有等について、検討を要するものがあつた。

未利用地の処分や有効利用においては、専門的な知識が必要となる中、専門的な事項に対応した相談体制の整備や専門的な知識が関係者に共有できる手引書の作成、研修など、関係者の専門性の向上を図る方策について、検討を要するものがあつた。

④ 処分の相手方との適時、十分な協議の徹底について、指導が必要なものがあつた。

未利用地の中には、処分の協議が遅れているものや、処分の相手方と十分な協議を行っていても、処分できていたと思われるものがあつたことから、処分の相手方との適時、十分な協議に努めるよう指導されたい。

なお、財産管理者が処分の相手方と適時、十分な協議が行えるよう、売却金額決定などでの弾力的な対応について検討されたい。

⑤ 普通財産の土地の売却時の本部還元制度の充実について、関係所属との更なる検討が必要であった。

各本部での未利用地の処分推進が求められる中、普通財産の土地売却時の本部還元制度の充実についても、関係所属との更なる検討が必要であった。

⑥ 公有財産管理システムへの適正な登録について、指導が必要なものがあつた。

公有財産管理システムへの登録において、

- ・ 普通財産の土地で登録されていないもの
- ・ 既に処分された土地が登録されたままのもの
- ・ 所在地が明確に記載されていないもの
- ・ 財産の価格が記載されていないもの
- ・ 「未利用地」の区分が正確に登録されておらず、未利用地の検索が有効に活用されていないもの

等が散見された。また、公有財産規則第37条に定める、台帳価格の5年ごとの評価替えは実施されておらず、適正な登録の指導が必要であった。

廃道敷及び廃川敷の公有財産管理システムでの登録方法についても、道路課及び河川砂防課に協議する必要があるがあつた。

⑦ 普通財産の土地の財産台帳での適正な管理について、指導が必要なものがあつた。

普通財産として管理すべき土地が、長期間行政財産として登録されていたもの、行政財産として港湾台帳でも管理されていたものなど、行政財産と普通財産の区分の取扱いが適正でないものがあつた。

普通財産の土地の財産台帳での適正な管理について、更なる指導が必要であった。

⑧ 土地の登記の適正な管理について、指導が必要なものがあつた。

普通財産の土地で、字図上では現地確認不能地となっているもの、宅地利用の土地の登記簿の地目が雑種地となっているものがあった。土地の登記の適正な管理について、更なる指導が必要であった。

⑨ 土地の境界の適正な管理について、指導が必要なものがあった。

普通財産の土地において、境界杭が設置されていないものが散見された。中には、県有地に墓地が入り込んでいるものなど、境界に問題のあるものがあった。土地の境界の適正な管理について、更なる指導が必要であった。

⑩ 普通財産の土地の適正な貸付けについて、指導が必要なものがあった。

普通財産の土地の貸付けにおいて、

- ・ 貸付申請手続が遅れていたもの
 - ・ 継続貸付けで行政財産使用許可・公有財産貸付調書が作成されていないもの
 - ・ 貸付契約のない土地に照明灯や看板が設置されていたもの
 - ・ 電柱設置の経緯等が明らかでないもの
 - ・ 貸付面積に行政財産で管理されている施設の土地の面積を含めているもの
- など、適正でない取り扱いが多くあった。

普通財産の土地の適正な貸付けについて、更なる指導が必要であった。

No. 2 1

所 属 名	教育支援課
普通財産の土地	神埼清明高等学校八子実習地跡（神崎市：15,920 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

① 神埼清明高校の管理地について、指導が必要なものがあった。

ア 八子実習地跡の一部

八子実習地跡の一部については、隣地の工作物（墓地）が入り込んでいた。早急に墓地所有者等との問題の解決を図るため、学校に対する指導が必要であった。

イ 城原実習地跡

城原実習地跡については、売却処分する方針となっているが、農地法、文化財保護法等の関係法令に係る諸問題がある。諸問題の解決を図るため、学校に対する指導が必要であった。

No. 2 2

所 属 名	社会教育・文化財課
普通財産の土地	旧青年の家（佐賀市：58,854 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

① 財産処分について、検討を要するものがあった。

旧青年の家は、平成23年度末で(財)佐賀県青年会館との貸付契約が終了している。早急に関係部局及び関係先（地元市、隣接者）と連携を図り、利用（処分）計画を決定する必要があった。

所 属 名	神埼清明高等学校
普通財産の土地	八子実習地跡（神崎市：1,172 m ² ）、城原実習地跡（神崎市：11,065 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

- ① 土地の境界の管理について、適正でないものがあつた。
八子実習地跡の一部については、隣地の工作物（墓地）が入り込んでいた。
- ② 普通財産の土地の財産台帳への登録において、適正でないものがあつた。
城原実習地跡において、平成2年10月3日に分筆されていたものが、平成23年12月28日まで財産台帳に登録されていなかった。
- ③ 土地の処分を推進する必要があるものがあつた。
八子実習地跡及び城原実習地跡について、問題の解決を図り処分の推進に努める必要があつた。

所 属 名	警察本部施設装備課
普通財産の土地	旧交通機動隊跡地（佐賀市：1,409 m ² ）、武藤職員宿舎跡地（佐賀市：1,106 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

- ① 土地の管理について、警察署への指導の充実が必要なものがあつた。
警察署において、普通財産として管理すべき土地を行政財産として管理しているものがあつた。
県警全体の土地の管理の指導を行う施設装備課においても、状況は把握しており、土地の管理について警察署への指導の充実が必要であつた。

所 属 名	鳥栖警察署
普通財産の土地	旧布津原交番（鳥栖市：243 m ² ）

（監査指摘及び意見等）

- ① 旧布津原交番
特になし。
- ② 普通財産とすべき土地を長期間行政財産としているなど、管理について適正でないものがあつた。
旧東尾交番は、昭和47年3月に用途廃止され、昭和49年1月に建物が解体されており、普通財産として管理する必要があつた。
なお、この土地については、他に所有権を主張する者がおり、旧東尾交番の用途廃止後に小屋が建築された。
問題の解決を図り、未利用地の長期保有の解消に努める必要があつた。

※ 用語等の説明

用語等	説明
(行政監査に関する規定)	<p>地方自治法第199条第2項（抜粋）</p> <p>監査委員は、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
普通財産	<p>直接特定の行政目的のために供されず、一般私人と同様の立場で保持する財産で、次に区分される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種普通財産 職員の住宅に供するもので、普通財産に属するもの ・ 第二種普通財産 第一種普通財産以外のもの（廃道敷、廃川敷も含まれる。）
課等	<p>佐賀県公有財産規則第2条（抜粋）</p> <p>この規則の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(3) 課等 組織規則に規定する企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課、・・・並びに教育庁危機管理広報監及び佐賀県教育庁組織規則の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則に規定するかいをいう。</p>
財産管理者	<p>佐賀県公有財産規則第3条（抜粋）</p> <p>2 第二種普通財産については、資産活用課長が管理するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二種普通財産のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げるものに関係する課等の長が管理しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 課等の所掌事務と密接な関係があるもの又は課等の所掌事務の執行のために貸し付けるもの (3) 廃川敷又は廃道敷 (6) 交換に供する目的をもって取得する土地又は交換に供する目的をもって保有するもの (7) 特定の者に譲渡する目的をもって保有するもの (8) 原野、山林、田等宅地化されていない土地のうち、売却処分できる見込みのないもの (9) 袋地、崖地、無道路地、不整地等単独の利用が困難な土地のうち、売却処分できる見込みのないもの (10) 建物又は工作物で取りこわしの目的をもって保有するもののうち、売却処分できる見込みのないもの (11) 前各号に掲げるもののほか、資産活用課長が当該財産の管理を自ら行うことが不適当と認めたもの

未利用地	普通財産の土地であり、現況において、貸付けも、県利用も行っておらず、利用していない土地である。
廃道敷	道路法第92条から第95条に道路の供用廃止又は道路の区域変更があった場合の不用物件の管理等が規定されており、平成18年10月5日付け佐賀県交通政策部長名通知「廃道敷の処分に関する事務の移譲並びに道路の不用物件の取扱いについて」では、「廃道敷とは、国道（指定区間を除く）又は県道として管理した道路で、区域変更又は供用の廃止により不用となった物件をいう。」と定義されている。
道路の不用物件の管理等	道路法第92条第1項（抜粋） 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があった場合においては、当該道路を構成していた不用となった敷地、支壁その他の物件（以下「不用物件」という。）は、従前当該道路を管理していた者が1年を超えない範囲内において政令で定める期間（政令：4か月）、管理しなければならない。
廃川敷	河川法等によると廃川敷とは、「河川区域の変更又は廃止があった場合における従前の河川区域内の土地」と定義されている。
廃川敷地等の管理	河川法第91条第1項（抜粋） 河川区域の変更又は廃止があった場合においては、従前の河川区域内の土地又は当該区域内の河川管理施設であって河川管理施設として管理する必要がなくなったもの（国有であるものに限る。以下「廃川敷地等」という。）は、従前当該河川を管理していた者が1年を超えない範囲内で政令で定める期間（政令：10か月）、管理しなければならない。

別表1 所属別事前調査対象財産の件数・面積

(単位：件、㎡)

所 属	調査対象財産							
	計		普通財産の土地		廃道敷		廃川敷	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
くらし環境本部	3	3,402	3	3,402				
人権・同和対策課	3	3,402	3	3,402				
健康福祉本部	15	65,968	15	65,968				
地域福祉課	2	13,070	2	13,070				
母子保健福祉課	1	2,567	1	2,567				
長寿社会課	2	12,358	2	12,358				
障害福祉課	3	4,954	3	4,954				
医務課	4	25,114	4	25,114				
健康増進課	2	5,331	2	5,331				
薬務課	1	2,574	1	2,574				
農林水産商工本部	33	897,853	33	897,853				
企業立地課	25	840,132	25	840,132				
雇用労働課	1	1,841	1	1,841				
生産者支援課	1	11,800	1	11,800				
園芸課	1	7,664	1	7,664				
畜産課	5	36,415	5	36,415				
県土づくり本部	186	291,790	93	262,040	17	7,578	76	22,172
まちづくり推進課	34	10,765	34	10,765				
建築住宅課	4	4,262	4	4,262				
佐賀土木事務所	54	16,649	2	4,440	1	31	51	12,178
神埼土木事務所	3	1,685	2	925			1	760
鳥栖土木事務所	1	877					1	877
唐津土木事務所	44	220,106	42	218,854	2	1,252		
伊万里土木事務所	33	33,548	8	22,706	2	2,485	23	8,357
鹿島土木事務所	13	3,898	1	88	12	3,810		
経営支援本部	24	20,754	24	20,754				
職員課	1	2,845	1	2,845				
資産活用課	23	17,909	23	17,909				
教育庁	22	97,830	22	97,830				
教育支援課	1	15,920	1	15,920				
社会教育・文化財課	2	58,854	2	58,854				
佐賀北高等学校	1	352	1	352				
唐津東高等学校	1	1,394	1	1,394				
唐津西高等学校	1	279	1	279				
伊万里高等学校	1	735	1	735				

三養基高等学校	1	1,957	1	1,957				
神埼高等学校	3	966	3	966				
致遠館高等学校	1	862	1	862				
神埼清明高等学校	2	12,237	2	12,237				
佐賀工業高等学校	1	404	1	404				
鳥栖工業高等学校	1	319	1	319				
多久高等学校	1	955	1	955				
有田工業高等学校	1	282	1	282				
塩田工業高等学校	1	1,029	1	1,029				
嬉野高等学校	1	412	1	412				
杵島商業高等学校	1	601	1	601				
鳥栖商業高等学校	1	272	1	272				
警察本部	13	11,435	13	11,435				
施設装備課	2	2,515	2	2,515				
鳥栖警察署	1	243	1	243				
小城警察署	2	398	2	398				
唐津警察署	5	2,263	5	2,263				
伊万里警察署	1	5,369	1	5,369				
白石警察署	2	647	2	647				
計(47所属)	296	1,389,032	203	1,359,282	17	7,578	76	22,172

注) 1 平成23年3月31日現在において、関係所属が保有する財産

2 廃道敷のうち、公有財産内訳書記載の3件2,868㎡(佐賀土木事務所2,757㎡、神埼土木事務所23㎡、鹿島土木事務所88㎡)は、普通財産の土地に計上している。

3 事前調査対象所属のうち、平成23年3月31日現在では、普通財産の土地、廃道敷、廃川敷がなかった所属が、他に次の12所属ある。

生活衛生課、港湾課、武雄農林事務所、武雄土木事務所、ダム管理事務所、唐津青翔高等学校、鹿島高等学校、白石高等学校、伊万里農林高等学校、唐津商業高等学校、ろう学校、佐賀警察署

別表2 所属別監査対象財産の件数・面積

(単位：件、㎡)

所 属	監査対象財産							
	計		普通財産の土地		廃道敷		廃川敷	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
くらし環境本部	3	3,402	3	3,402				
人権・同和対策課	3	3,402	3	3,402				
健康福祉本部	6	23,542	6	23,542				
地域福祉課	2	13,070	2	13,070				
母子保健福祉課	1	2,567	1	2,567				
健康増進課	2	5,331	2	5,331				
薬務課	1	2,574	1	2,574				
農林水産商工本部	8	57,720	8	57,720				
雇用労働課	1	1,841	1	1,841				
生産者支援課	1	11,800	1	11,800				
園芸課	1	7,664	1	7,664				
畜産課	5	36,415	5	36,415				
県土づくり本部	182	287,528	89	257,778	17	7,578	76	22,172
まちづくり推進課	34	10,765	34	10,765				
佐賀土木事務所	54	16,649	2	4,440	1	31	51	12,178
神埼土木事務所	3	1,685	2	925			1	760
鳥栖土木事務所	1	877					1	877
唐津土木事務所	44	220,106	42	218,854	2	1,252		
伊万里土木事務所	33	33,548	8	22,706	2	2,485	23	8,357
鹿島土木事務所	13	3,898	1	88	12	3,810		
経営支援本部	23	17,909	23	17,909				
資産活用課	23	17,909	23	17,909				
教 育 庁	5	87,011	5	87,011				
教育支援課	1	15,920	1	15,920				
社会教育・文化財課	2	58,854	2	58,854				
神埼清明高等学校	2	12,237	2	12,237				
警 察 本 部	3	2,758	3	2,758				
施設装備課	2	2,515	2	2,515				
鳥栖警察署	1	243	1	243				
計 (22 所属)	230	479,870	137	450,120	17	7,578	76	22,172

注) 1 平成23年3月31日現在において、関係所属が保有する監査対象の財産

2 廃道敷のうち、公有財産内訳書記載の3件2,868㎡(佐賀土木事務所2,757㎡、神埼土木事務所23㎡、鹿島土木事務所88㎡)は、普通財産の土地に計上している。

3 監査対象所属のうち、平成23年3月31日現在では、普通財産の土地、廃道敷、廃川敷がなかった所属が、他に道路課、河川砂防課、港湾課の3所属ある。